

**長野県福祉大学校保育実習室改修工事  
設計業務基本設計書**

**長野県福祉大学校**

## 第1 総 則

### 1 本書の位置付け

本基本設計書は、長野県福祉大学校保育実習室改修工事設計業務（以下「本業務」という。）に係る要件等について、業務受注者に対して要求する項目及びその水準を定めたものである。

### 2 業務の目的等

福祉大学校の保育実習室民営化に伴い、管理運営上必要な改修等工事の設計を行う。

### 3 業務概要

#### (1) 概 要

##### 【保育実習棟】

- 保育実習棟各所改修（プレイルームの保育室への改修含む）  
内装改修（壁（腰板含む）、建具、床、天井（プレイルーム）改修、棚改修・新設）
- 職員室を保育室へ改修  
室用途変更のための改修（間仕切り解体、サッシ改修、外壁改修、内装改修）
- 厨房改修  
食洗器取替、スチームコンベクション設置、エアコン点検・清掃、これらに伴う設備工事
- トイレ改修  
トイレブースの一部改修、便器・便座の取替
- 外部改修  
テラス整地、門扉改修、園児用プール解体撤去、庭木伐採・撤去
- その他  
電話回線改修

##### 【本館棟】

- 介護センターホールを職員室へ改修  
内装改修（既存内装解体、間仕切り工事、建具工事、壁、床、天井改修）

#### (2) 対象施設

棟名称	構造・階数	延べ面積	備 考
本館棟	RC 一部 SRC 造 3F/PH2F	3,532 m <sup>2</sup>	
保育実習棟	RC 造 1F	332 m <sup>2</sup>	

#### (3) スケジュール

設計業務：令和5年9月～令和5年10月（約60日間）

工事予定：令和5年12月～令和6年3月（約100日）予定

	R5年度											
	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3
実施設計						実施設計						
改修工事									工事期間			

#### (4) その他

- ① 工事期間が短期のため、難しい納まりなどは避け、単純な工事手法とすること。
- ② 保育所であるため、使い勝手や仕上げに配慮した計画とすること。
- ③ 居ながら工事となるため、利用者の安全に配慮した工程計画、仮設計画をたてること。

### 4 業務理念

#### (1) 環境対策について

本事業による環境への負荷軽減のため、施設の長寿命化、建設副産物の適正使用・適正処理、エコマテリアルの採用、施設の省エネ・省資源化、施設周辺の環境保全の5項目を柱に施設整備を図る。

#### (2) 施設特有の条件について

施設を使用しながらの工事となるため、工事車両の動線、工事中の騒音や振動等による、周辺環境、施設利用者にも与える影響について検討し、必要な対策を計画する。

工期の設定に当たっては、施設運営に影響を及ぼさないよう検討を行うこと。また、本工事は、「週休2日工事実施要領」を適用する工事のため、これを考慮し検討を行うこと。

### 5 適用基準等

業務の実施に当たっては、「長野県福祉大学校保育実習室改修工事設計業務委託特記仕様書」にて示した技術基準等のほか、以下の基準及び関係法令を遵守する。なお、これらの基準等は最新版を適用すること。

#### (1) 基礎的基準

- 建築基準法、建築基準関係規定、建築学会基準、長野県建築基準条例、その他各建築関係規定
- 都市計画法、諏訪市都市計画関係規定
- 景観法、諏訪市景観条例
- 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（バリアフリー法）、長野県福祉のまちづくり条例
- エネルギーの使用の合理化等に関する法律（省エネ法）、長野県地球温暖化対策条例

#### (2) 関係法令

- 消防法      ○下水道法      ○建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律
- 建築物における衛生的環境の確保に関する法律      ○高圧ガス保安法      ○振動規制法
- 水質汚濁防止法      ○水道法      ○騒音規制法      ○大気汚染防止法      ○電気事業法
- 電波法      ○廃棄物の処理及び清掃に関する法律      ○労働安全衛生法      ○土壌汚染対策法
- その他、本業務に関連する法令

## 第2 基本要件

### 1 改修設計業務

#### (1) 計画事項

ア 周辺への配慮については、次の事項を特に考慮し、周辺環境との調和を図ること。

- 騒音、振動及び粉塵の防止

- 周辺道路の交通障害の防止
- イ 環境への配慮については、次の事項を特に考慮し、省エネルギー化を図ること。
  - 適切な仕上げ材及び設備機器等の選定
  - 建設廃棄物の抑制
- ウ 防災については、次の事項を特に考慮し、公共施設としての防災機能を確保すること。
  - 耐震性能〔建築構造、仕上げ、建築設備〕の確保
  - 安全性〔出水、火災等〕の確保
  - 工事作業中の災害等に対する安全性の確保〔仮設計画及び工程計画〕
- エ 景観への配慮については、次の事項を特に考慮し、周辺環境との調和を図ること。
  - 建築設備及び付帯施設の配置計画
- オ 高齢者、障害者等への配慮については、次の事項を特に配慮し、ユニバーサルデザイン化を図る。
  - 適切な仕上げ材及び設備機器等の選定
- カ コストについては、次の事項を特に配慮し、縮減化を図ること。
  - 建物躯体、仕上げ、設備等の工事費の適正な配分
  - ライフサイクルコスト（建設コスト・ランニングコスト・除却コスト）の軽減検討による計画
  - 品質、性能、施工方法、価格、市場性等を十分考慮した材料等の選定
  - 既製品、規格品等の最大限の選択及び簡略化、省力化を図った工法の採用
- キ 敷地においては、次の事項を特に考慮し、敷地の有効利用を図ること。
  - 積雪寒冷地における雪及び凍害対策施設管理運営との調整
- ク 室内環境については、次の事項を特に考慮し、快適な室内環境を確保すること。
  - 色彩計画及び使用材料の適正な選択
  - 換気、通風及び採光の確保
  - 結露防止、断熱化及び遮音性の確保
  - 有効的な VOC 防止対策
- ケ 使用材料等の選択については、次の事項を特に配慮し、適切な仕様を選択すること。
  - 一般に流通する材料の選択を原則
  - 使用材料の品質は、できる限り J I S 規格及び J A S 規格に統一し、特殊な使用材料については、あらかじめ監督員と協議すること。
  - 特定の製品名・製造所又はこれらが推定できるようなものは原則不可（やむを得ず、材料等の指定をする際は、あらかじめ監督員と協議必要）
  - 建設の効率化のため、品質、性能、市場性等を考慮の上活用を図る。
  - 品質等の条件を満足するものについては、県内産資材を優先使用
  - 工事用資材の調達は、原則県内の取扱い業者からの購入
  - 信州リサイクル製品が率先して利用されるよう配慮
  - 県産材の積極的な選択「長野県内の公共建築物・公共土木工事等における県産材利用方針」
- コ 再資源化については、工事において次の材が発生する場合は、再資源化を図る。
  - 金属類については、有価物として計画する。
  - コンクリート塊
  - アスファルト・コンクリート塊

- 木材類
- 廃石膏ボード（近傍に再資源化施設がある場合に限る。）
- サ 維持保全については、次の事項を特に考慮し、効率的・効果的な維持保全の確保を図ること。
  - 仕上げ材料の耐久性及び耐汚染性
  - 長期的な視野に基づく容易で経済的な維持管理等

## （２）業務事項

### ア 事前調査

- 設計に着手する前に、現地調査を行い監督員と十分に打合せすること。
- 現地調査に当たっては、既存道路、計画道路、既存施設（構内設備・地中埋設物等を含む）、隣接道路、隣地、隣家との関係（騒音、振動、粉塵等）及び雨水排水等の放流先（水質汚染、同意の有無等）を調査し、設計に反映させる。
- 現地調査等で敷地及び施設内に立ち入る際は、必ず事前に施設管理者等に連絡を取り、了解を得てから立ち入ること。
- 工事に伴う既存施設の仮設・移設に要する調査を行うこと。
- 特殊な廃棄物（P C B含有安定器、エアコン等のフロンガス、蛍光灯、汚泥、廃酸廃アルカリ等）の有無について、品目ごとの数量を調査し、処理方法を明確にすること。（含有試験が必要な場合は別途協議とする）

### イ 監督員との協議等

- 管理技術者は各部門の主任担当技術者と綿密な打合せを行った上で、監督員と協議等を行うこと。

### ウ 各部門の調整

- 管理技術者は、建築（意匠）、建築（構造）、建築（積算）、電気設備、機械設備の各部門の調整を行い、不整合、取合い部の不合理が生じないようにすること。
- 設計においては、工事区分表を作成し、工事分担を明確にすること。その際、電気、機械設備のための開口部補強がある場合は、建築工事に含めること。
- 電気、機械設備機器、施設側が設置する備品等は破線で表示し、重複しないようにすること。
- 点検口（天井、壁、床等）及び設備スペースは、必要性を十分検討した上で、各部門との調整を行い、保守管理に適切な位置及び仕様とすること。
- 仕上げ材においては十分検討した上で、各部門との調整を行い、適切な材料を選定すること。

### エ 積算業務

- 予定工事費を超過しないよう設計すること。
- 工事単価については別途提示する長野県建築工事単価設定要領によること。
- 単価採用の順位等については監督員の指示によること。
- 参考見積りは、原則3者以上とし、監督員の承諾する者から徴取すること。
- 内訳書に単価根拠を明示すること。（方法は監督員の指示による。）
- 設計内訳書の作成は、営繕積算システム「R I B C 2（最新版）」による。

【連絡先】 財団法人 建築コスト管理システム研究所 TEL03-3434-1530

- 長野県建築工事標準単価以外の単価（労務費、市場単価、市場単価以外の材工単価）については、~~「週休2日工事に係る経費の補正について（建設部）」により補正したものとする。~~

~~「週休2日工事に係る経費の補正について（建設部）」~~

<https://www.pref.nagano.lg.jp/gijukan/infra/kensetsu/gijutsu/syukyu2niti.html>

オ 著作権の譲渡等

○著作物の譲渡等については、「設計業務委託契約書」による他、著作物の利用については、四会  
連合協定「建築設計・監理等業務委託契約約款」に準拠する。

「設計業務委託契約書」

<https://www.pref.nagano.lg.jp/kensa/kensei/nyusatsu/kokyokoji/seido/keiyakusyo.html>